



## 「岐阜県最低賃金」改正のお知らせ

2026年（令和8年）の岐阜県の最低賃金が、下記のとおり改定されました。

時給額で 1,121 円に引き上げられ、これは従前の 1,065 円から 56 円アップと、昨年度に引き続き大きく引き上げられています。

この新しい最低賃金は、2026年 10 月 1 日 から、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

### 岐阜県 最低賃金

令和 8 年  
10 月 1 日  
時間額

# 1,121 円

前年比  
56 UP 円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

使用者の方は、1 時間あたりの賃金額が上記最低賃金以上になっているか必ず確認してください。特に給与支払単位が日給や月給の従業員は、日給や月給を一日又は 1 ヶ月の勤務時間数で割って、最低賃金以上であるかご確認ください。

#### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

##### A 時間給の方

時間給  円  $\geq$  最低賃金額 (時間額) 1,121 円

##### B 日給の方

日給  円  $\div$  1日の平均所定労働時間  時間 = 時間額  円  $\geq$  最低賃金額 (時間額) 1,121 円

##### C 月給の方

月給  円  $\div$  1か月の平均所定労働時間  時間 = 時間額  円  $\geq$  最低賃金額 (時間額) 1,121 円

##### D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

なお、「特定（産業別）最低賃金」は、例年 12 月改定となりますので、それまでは上記「岐阜県最低賃金」以上となるよう給与額の見直しを行ってください。（自動車・同附属品製造業、航空機・同附属品製造業）

# ～高市政権肝いり！ 飲食料品の消費税率引下げ～ 飲食料品の消費税率が2年間1%

令和8年9月15日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定され、令和9年4月1日から2年間にわたり、飲食料品の消費税率を1%に引き下げる措置が講じられることとなりました。飲食料品を取り扱う事業者の方は、対応が必要となりますので、今からご準備ください。

ご不明点やご相談のある方は、商工会までお尋ねください。(TEL 43-0266)

## 【大綱概要】

1. 対象品目と適用税率：R9.4.1～R11.3.31 の間、飲食料品のみ消費税率 1%となります。

|                     | 飲食料品                                                                                    | 新聞の定期購読                                                                                   | その他 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 消費税率<br>(地方消費税率を含む) | 1%<br> | 8%<br> | 10% |

## 2. 税率変更に伴う経過的な取扱い

R9.3.31 以前に契約・発注した税率8%での「定期購買契約」や「通信販売」は、R9.4.1 以降に引渡しするものであっても、税率8%が適用されます。

(税率1%での「契約等が確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます)

## 3. 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

消費税率8%で仕入れた飲食料品を1%で販売する場合、仕入れ消費税額の方が大きくなります。免税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中に「課税事業者選択届出書」を提出することで、その年度から課税事業者となることができ、売上消費税額より仕入れ消費税額の方が大きい場合、消費税の還付を受けることができます。

## 4. 簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例

3.と同じことが簡易課税事業者でも発生します。飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、その年度から本則課税により申告することができ、売上消費税額より仕入れ消費税額の方が大きい場合、消費税の還付を受けることができます。

また、簡易課税の選択より2年間はその適用を継続するのが原則ですが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の令和9年4月1日の属する課税期間については、この2年縛り要件を満たさなくても本則課税に戻ることができます。

## 5. 簡易課税制度の計算方法の特例

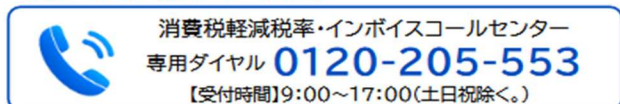
簡易課税制度で申告する場合、飲食料品の販売（1%対象）に係る仕入れ控除税額は、売上税額と同額を計上することになります。（飲食料品はみなし仕入れ税額の適用対象外となります）

## 6. 飲食料品の総額表示義務の特例

税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます。

## 【国の相談窓口・情報提供サイト】

◆ 消費税率引下げに関する一般的なお問い合わせは、以下で受け付けています。



◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの特設サイトをご覧ください。



# 「デジタル化・AI導入補助金」のご案内

経済産業省では、消費税率の変更に柔軟に対応できるよう各種支援施策を用意しており、レジ導入・改修関連の補助金としては、「デジタル化・AI 導入補助金」があります。

今回の大綱の決定を受け、令和8年9月15日以降、事前に補助対象となるスマートレジの導入やPOSレジの改修等を行って、事後に補助金を申請することができる「事前着手制度」が措置されますので、飲食料品の販売を行う事業者の方で、この機会にタブレットレジなどの導入をご検討される場合は、ぜひ補助金の活用をご検討ください。



【申請期限】 6次：10月30日(金) ※商工会へのご相談は10月16日までに  
7次：12月 1日(火)

【事業期間】 6次：令和9年5月31日まで（実績報告提出期限：同日）  
7次：令和9年7月30日まで（実績報告提出期限：同日）

【対象事業】 生産性向上を目的に、中小企業・小規模事業者が行う「IT ツール+AI 活用による業務効率化・DX への取り組み」

- 【共通要件】
- (1) 中小企業・小規模事業者であること
  - (2) 補助金交付申請時の直近月において、事業場内の最低賃金が、県の定める地域最低賃金以上であること
  - (3) 機器やサービスを提供するITベンダーと一緒に申請すること  
(補助金事務局に登録されたITベンダーから選択する形)
  - (4) 労働生産性を年平均+3.0%以上向上させること（事業計画で提示）
  - (5) 1人当たり給与を年平均+3.5%以上賃上げすること（事業計画で提示）
  - (6) 事業計画における賃金引上げ目標を従業員へ表明していること
  - (7) 3年間の事業計画期間内に(4)～(6)の要件を達成できなかった場合、補助金を返還すること

## ① 通常枠

- ・対象経費：ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年）、導入関連費
- ・補助率：1/2
- ・補助金額：5～150万円未満（1～3プロセス）  
150～450万円（4プロセス以上）  
※プロセスとは、顧客管理、販売管理、予約管理、請求・入金管理、支払管理、会計・財務管理、勤怠・給与管理、人事管理などの業務プロセスを指す
- ・追加要件：補助額が150万円以上の場合は、事業場内最低賃金を地域最低賃金から+30円以上賃上げすること（未達成の場合補助金返還あり）

## ② インボイス枠（インボイス対応類型）

- ・対象経費：IT ツール、パソコン・タブレット、レジ・券売機導入費用
- ・補助率：IT ツール 50万円…3/4（小規模事業者は4/5）  
50万円超～350万円…2/3  
パソコン・タブレット…1/2
- ・補助金額：～50万円（IT ツール1機能）、～350万円（IT ツール2機能以上）  
～10万円（PC・タブレット等）、～20万円（レジ・券売機等）

# インボイス登録事業者に係る特例の改正 ～10月1日からの変更点に注意～

令和8年10月1日にインボイス制度が改正されました。2割特例が令和8年9月30日で終了し、個人事業主を対象とした「3割特例」の創設や、仕入税額控除の経過措置の見直し（80% → 70%への引き下げと段階的変更）が導入されます。

## ①3割特例の新設

【対象事業者】 令和7年の消費税課税売上高が1,000万円以下で、インボイス登録事業者である個人事業主（法人は対象外）

【制度概要】 令和9・10年の2年間、実際に払うべき消費税額でなく、売上消費税額の3割を納付することを選択できる（2割特例廃止の代替）

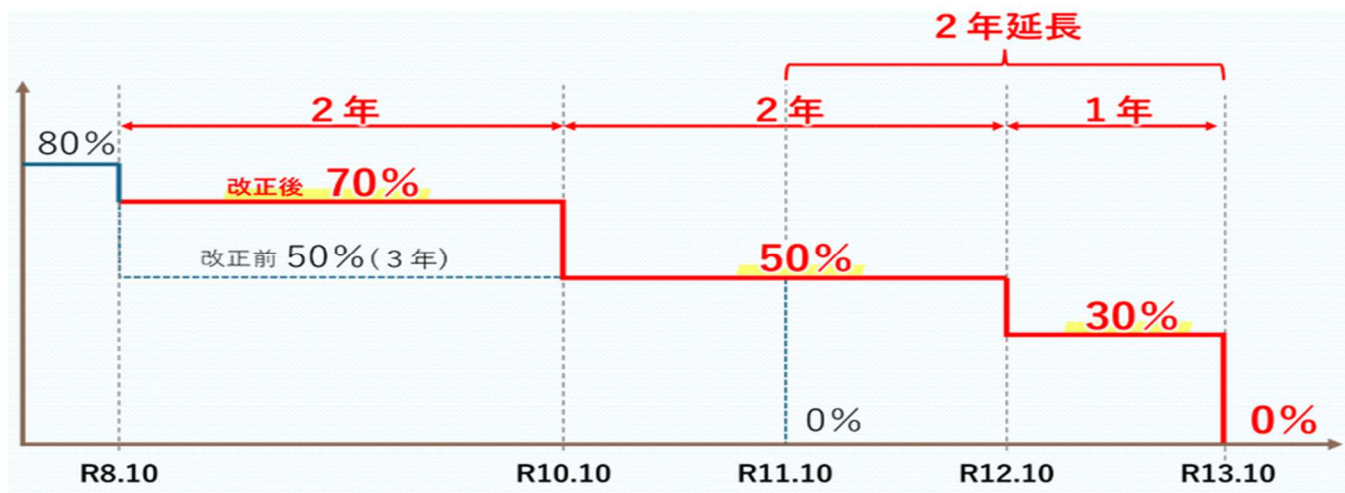
【注 意 点】 業種によっては（卸・小売事業者、場合によっては建設事業者も）、3割特例を選択すると逆に消費税納付額が本来より増える可能性がある

## ②仕入税額控除の経過措置の見直し

【対象事業者】 インボイス登録事業者である全ての事業者

【制度概要】 令和8年10月1日以降に、免税事業者などインボイス登録事業者以外の事業者から行った課税仕入れについて、その一定割合を仕入れ控除できる（適用期限を2年間延長の上、控除割合を改正）

【注 意 点】 適用が令和8年10月1日からのため、個人事業主と決算期が9月30日以外の法人は、免税事業者からの仕入れ税額について、9月まで（税額の8割）と10月から（税額の7割）に区分して集計する必要がある



## ③簡易課税制度への円滑な移行措置

【対象事業者】 インボイス登録をして、本則課税で申告している全ての事業者

【制度概要】 直近決算で、2割特例または3割特例（個人事業主のみ）により消費税を納付した課税事業者は、翌課税期間に簡易課税を選択する場合、その課税期間中に届出れば簡易課税が選択できる（本来は課税期間前日までが提出期限）

【注 意 点】 ①と同様に、本則課税と簡易課税のどちらが納税額が少ないかをきちんと試算しないと、消費税納税額が逆に増える可能性がある

## ①秋になると「税務調査」が増えるのはなぜか

税務署の人事異動は7月に行われるため、新体制が本格始動する9～11月に税務調査が多くなります。事業所の規模は関係なく、売上1千万以下のところにも調査が入ります。

毎年7月に大規模な人事異動が行われ、8月までに前任からの引き継ぎや過去の申告書の精査といった事前準備を終え、9月から一斉に実際の調査へと動き出すため、9～11月は年間で最も税務調査が活発に行われる時期となります。

「うちは小さいから大丈夫」と侮るなかれ、税務署には、事業所の規模や業績に応じた複数の調査班が組織されており、事業所の規模に関わらず、過去数年間の申告内容に不自然な変動や計算のズレがみられる場合、調査の対象となり得るのです。

## ミニコラム 税務調査

## ②国税庁は新システムを導入、AI活用も進む

令和8年9月に本格稼働する国税庁の次世代基幹システム「KSK2」の最大の特徴は、従来の「法人税」「所得税」「相続・贈与税」といった縦割り管理から、横断的に一元管理できるようになることです。

これにより、法人税申告記録だけでなく、一族経営法人の経営者や親族の所得税、さらには過去の相続・贈与税の履歴もシステム上で瞬時に紐づけられます。税務署はこの「横断的一元データ」をAI分析ツールを使って分析し、調査対象の絞り込みを高度化させてくることが予想されています。

事業者が対策できることは、税務申告の透明性を保ち、客観的な証拠書類を整え、適切に説明できるように準備することしかありません。

## ③税務署から「税務調査」の連絡が来たらするべきこと

税務調査を行う場合、原則として電話などで事前通知と日程調整があります。顧問税理士がいる場合は、顧問税理士のみに事前通知をする場合もあります。税務署から事前通知があった場合は、顧問税理士が立ち会える日程で調整します。

ただ、現金取引が多い業種（飲食業・小売店）において、売上の隠匿やデータを改ざんされる可能性が高いと判断された場合は、事前通知なく税務調査が行われることもあります。その場合でも、まず顧問税理士に連絡して立ち会えないか確認を取りましょう。

事前通知があった場合は、調査日までに証拠書類の不足等を確認し、書類がなくても口頭できちんと説明できるよう準備します。

## ④実際の調査において調査官は帳簿のどこを見るのか

調査のポイントは様々ですが、共通してみられるのは主に「売り上げの計上時期に期ずれないか」「外注費に実体があるか」「役員の個人的支出が経費になっていないか」の3点です。

これらは税務調査において指摘を受けやすい項目であり、日頃から客観的な証拠を残すよう意識しておくことが大切です。

### ・売上の計上時期のチェックポイント

当期の売上を意図的に翌期に繰り延べていないか

期を跨ぐ納品書や請求書の日付と預金口座入金履歴との不一致はないか

### ・外注費のチェックポイント

納品書や請求書、内容によっては契約書や業務報告書などの書類が揃っているか

実体のない架空の外注費を計上していないか

### ・交際費や福利厚生費のチェックポイント

経営者個人の私的飲食代、趣味や家族との旅行費用などが経費計上されていないか

（参照：全国商工会連合会発行「月刊 商工会 2026.9月号 52-53P」）

# 八百津町商工会 独自補助事業のご案内

## ①「新商品等開発支援補助金」

～あなたのチャレンジ!を応援します～

八百津町内の中小・小規模事業者の方が行う、地域の特色を活かした魅力的な新商品等開発への取組みに対して、5万円を上限として必要経費の一部を補助します。

### 【対象となる取組み】

- ・八百津町産の素材を活用した新商品の開発
- ・八百津町をPRするための新たなサービスの開発
- ・地域の特色を生かした観光資源の活用（発掘）や集客の取組み

八百津町商工会新商品等開発支援補助金

まちの自慢! 種まきプロジェクト  
新商品開発等 上限 **5万円** 補助金



【申請期限】 令和9年 1月30日（随時受付中）

## ②「プロモーション動画作成支援事業」

～販売促進・販路開拓・人材確保にご活用ください～

「ホームページはあるけど閲覧数は頭打ち」「ネット通販してるけど微々たる売上」「とにかく人が欲しいけど求人に応募がない」「高い技術があるのに認知されない」などなど、顧客や求職者に「自社の良さ」をアピールするのは難しく、自社の売り込みにテクニックが必要な時代です。

そこで、自社PR動画を作ってみてはいかがでしょうか。「百聞は一見に如かず」、写真より動画の方が何倍も訴求力があります。商工会では、八百津町内の会員事業者の方が行う、自社PR動画作成の取組みに対して、必要経費の一部を補助します。この機会をぜひご利用ください。

### 【制度概要】

- ・補助成対象：販売促進・販路開拓・人材確保に向けた自社PR動画の作成費用
- ・補助率等：総額の2/3以内（補助上限額20万円）
- ・申込期限：12月25日（動画作成前にお申し込みください）

次年度も同様に募集予定です。次年度分も含めお早めにご相談ください。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する!

### 八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail: yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>